

平成 2 1 年第 3 回更別村議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 1 日

平成 21 年第 3 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 3 回更別村議会臨時会を開会いたします。</p> <p>(10 時 00 分)</p>
議 長	<p>村長より招集の挨拶があります。</p>
村 長	<p>岡出村長 本日ここに、平成 21 年第 3 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>新年度に入り、1 か月経過となったところでございますが、定額給付金につきましても、4 月 30 日までに対象者の 94.7%の方に受給申請をしていただくなど、行政全般にわたり村民皆様のご協力のもと、執行させていただいているところでございます。</p> <p>4 月 26 日から 27 日にかけて、時ならぬ大雪に見舞われまして、農作業等の影響が出ておりますけれども、今後の天候回復を願っているところであります。</p> <p>また、メキシコを発生源とする豚インフルエンザ、新型インフルエンザに関しまして、4 月 30 日、WHO、世界保健機関は、感染拡大警戒水準を最高水準に迫るフェーズ 5 に引き上げ、国際的警戒強化ということであります。国内対策といたしましては、まず緊急対策として水際対策の徹底措置が行われておりますが、村といたしましては、本日、庁内に対策会議を設置し、状況把握と対策の協議を行うこととしておりますが、現在のところ、国、道の指示に基づいて冷静に対応してまいりたいと思っております。</p> <p>4 月 27 日、政府は緊急経済対策といたしまして、14 兆円規模の大型補正予算と関連法案を国会に提出されました。国会の審議状況もございまして、村といたしましては、政府の緊急対策内容を把握し、国、道と連動した緊急の景気対策が効果的に図られますよう急ぎ、施策の検討を進めてまいりたいと思っております。</p>

今臨時会におきましては、地方税法等の改正による関連条例の一部改正の件が2件、更別憩の家改築に係る工事請負契約締結の件が1件、JAさらべつ事業主体の穀類乾燥調整貯蔵施設整備に係る、国及び村補助関係の一般会計補正予算1件をお願いすることとしてございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

議長 村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

(10時02分)

議長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番高橋さん、3番菊地さんを指名いたします

議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

堂場議会運営委員長

議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。さきに、第3回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ5月1日午前9時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げますが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議長 日程第5、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、総務厚生常任委員に、赤津さん、高橋さん、菊地さん、本多さん、私、木山を、産業文教常任委員に、菊地さん、堂場さん、松橋さん、本多さん、私、木山を、それぞれ指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

議 長

この際、暫時休憩いたします。(10時07分)

(議長から副議長へ「辞退届」を提出)

(議長は退場し、副議長が議長席に着く)

(10時08分)

副 議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の常任委員辞退の件を議題といたします。

ただいま、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については、辞退を認めているところでもありますので、総務厚生常任委員及び産業文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生常任委員及び産業文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

副 議 長

この際、暫時休憩いたします。(10時10分)

(この後、副議長は自席に着く。議長が入場し、議長席に着く)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10時11分)

各常任委員会では、常任委員長、副委員長の互選を行って下さい。

議 長

この際、暫時休憩いたします。(10時12分)

(常任委員会を開催し、常任委員長、副委員長の互選を行う)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10時25分)

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

総務厚生常任委員会は、委員長に高橋委員、副委員長に赤津委員、産業文教常任委員会は、委員長に松橋委員、副委員長に本多委員。

議 長

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

おはかりいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第条第 1 項及び第 2 項の規定により、高橋さん、菊地さん、堂場さん、松橋さん、本多さんを、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれ議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会では、委員長、副委員長の互選を行って下さい。

議 長

この際、暫時休憩いたします。(10 時 27 分)

(議会運営委員会を開催し、常任委員長、副委員長の互選を行う)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10 時 40 分)

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に堂場委員、副委員長に菊地委員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議 長

日程第 7、議案第 32 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第32号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

今回の改正点といたしましては、平成21年度の地方税制の改正によりまして、国民健康保険税の減額の見直し及び介護納付金課税額の限度額の引き上げを行うものでございます。

次のページから改正条例の本文を示してございます。

また、議案資料といたしまして、1ページから10ページにわたりにまして、今回の改正の新旧対照表を提出しているところであります。

これらにつきまして、上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

上田住民生活課長

住民生活課長	(議案第32号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 32 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 8、議案第 33 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第33号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 今般の改正の主な点といたしましては、平成21年度の地方税制の改正により、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当と譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特別措置の延長、平成21年度評価変えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長を行うとともに、非課税等特別措置の整理、合理化等を行うものでございます。 次のページから税条例等の一部を改正する条例本文でございますが、本条例の改正につきましても、議案資料といたしまして、11ページから52ページにわたり、新旧対照表、改正概要を提出しております。 これらにつきまして、上田住民生活課長に補足説明をいたさせますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。 以上、提案説明とさせていただきます。
議 長	上田住民生活課長

住民生活課長 (議案第33号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件について補足説明を行った。)

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
7番 本多さん

7番本多議員 今回の条例改正によって、今後、歳入で減額あるいは増額ということがあり得るかと思いますが、その試算はされていますか。

議 長 上田住民生活課長

住民生活課長 今回の改正では、改正項目の個人村民税の5に住宅等に係る税負担の調整措置というのがございます。
これにつきましては、この件が若干増えてくるのかなと予測しているところでございます。この内容につきましては、固定資産税と課税標準額のばらつきが大きいということから、大きい場合に1年間に5%の上積みをしていくという制度改正がございました。
その分について、若干の税額の増というのが考えられます。
その件に関しては、税額については、まだはじいておりませんけれども、これからその辺をはじいていきたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第33号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9、議案第34号、更別憩の家改築工事(建築主体工事)請負契約締結の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第34号、更別憩の家改築工事(建築主体工事)請負契約締結の件でございます。
更別憩の家改築工事(建築主体工事)の請負契約を次のとおり締結しようとするものでございます。
1、工事名、憩の家改築工事(建築主体工事)であります。
2、工事場所、更別村字更別南1線90番地3。
3、契約の方法、指名競争入札による落札。
4、契約金額、149,100千円。

5、契約の相手方、川田・小川経常建設共同企業体、代表者、帯広市東5条南5丁目1番地、川田工業株式会社、代表取締役、川田章博でございます。

理由といたしましては、工事請負契約の締結について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この件に関しましては、53ページに資料としてお示しをしているところであります。

53ページをお願い申し上げます。

1、入札の日時、平成21年4月27日、9時30分から行っております。

2といたしまして、指名業者、お示しの6企業体を指名したところであります。

3といたしまして、工事内容でございますが、記載のとおりでございますので、お目通しを願うものであります。

4といたしまして、工期でございます。

契約締結の日から平成21年11月30日までとするものでございます。

議 長

よろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 堂場さん

4番堂場議員

資料の中に外構工事一式も入っていますが、今使っている憩の家を解体した後の外構もこの契約の中に入っているのか。

佐藤建設水道課長

建設水道課長

現在建っている建物とその敷地、残り分1,565㎡については、この工事の中には入っておりません。来年度に改めて計上するということになっております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第34号、更別憩の家改築工事(建築主体工事)請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10、議案第35号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第

村 長

1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第35号、平成21年度更別村一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成21年度更別村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,033,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,977,924千円とするものであります。

第2項につきましては、第1表歳入歳出予算補正であります。

第2条関係につきましては、第2表の地方債の補正によるものであります。

それぞれ、お目通しを願うものであります。

内容につきまして、7ページをお願い申し上げます。

歳出の内容についてご説明をさせていただきます。

7ページの歳出であります。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費、補正額、2,033,266千円を追加するものであります。

内容につきましては、強い農業づくり事業、産地競争力の強化・整備事業といたしまして、2,033,266千円の追加であります。

国の補助が1,883,266千円に、村の補助といたしまして、150,000千円を上積みする内容となっております。

今回の施設の補助につきましては、小麦につきまして、平成21年から23年度に段階的に「ホクシン」から「きたほなみ」に品種が転換されます。2割増収が見込まれるということでありまして、現在の施設では対応が出来ないということから、雑豆と合わせまして穀類乾燥調整貯蔵施設を整備するということから、国の補助の採択を受けることとなったところであります。

しかしながら、この大型整備に関しましては、近年、小麦につきましては、特に収益性が低くなってございまして、重要な作物にも関わらず、魅力的な作物になってきていないということもございまして、組合員からは乾燥調整料、利用料の低減の声が強くなってきているところでありますし、また、この施設整備におきまして、多額な組合負担となるわけでありまして、これら組合員の利用料並びに農協の経営圧迫を回避するために、村として出来るだけの補助を出すものでございます。村の補助は150,000千円でございますけれども、この額につきましては、村の財政状況、バランス、補助に対する財源補てん措置が過疎債が見込められる範囲で、これらを総合的に勘案いたしまして、150,000千円と限度額を定めたものでございます。

この歳出に対する歳入でございますが、6ページをお願い申し上げます。

ます。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 4 農林水産業費道補助金、1,883,266 千円、強い農業づくり事業、産地競争力の強化・整備事業補助金として措置されるものでございます。

国の補助金でございますけれども、道を経由することから、道の補助金となっているところであります。

款 20 村債、項 1 村債、目 2 過疎対策事業債、150,000 千円、村の追加補助につきましては、この過疎債を全額見込むものでございます。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

第 2 表、地方債の補正でございます。

今回、この事業追加にあたりまして、過疎債を 150,000 千円確保し、これまで過疎債につきましては、638,600 千円を見込んでございましたが、今般の追加によりまして、788,600 千円とするものであります。

合計といたしましては、補正前が 784,400 千円、補正後が 934,400 千円となるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべての討論を終わります。
これから議案第 35 号、平成 21 年度更別村一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長 日程第 11、更別村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題と致します。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

議

長

おはかりいたします。
被選挙人の指名の方法については、議長において指名することに
いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員に濱口幸信さん、森美佐子さん、鈴木淳子さん、安
江勝明さんを、補充員に田中康雄さん、酒井悦朗さん、佐久間博さ
ん、亀田史子さんを指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました濱口幸信さん、森美佐子
さん、鈴木淳子さん、安江勝明さんの以上 4 名を選挙管理委員に、
田中康雄さん、酒井悦朗さん、佐久間博さん、亀田史子さんの以上 4
名を選挙管理委員補充員として、それぞれ当選人として定めること
とし、選挙管理委員補充員の順位については、ただいま指名した順
位といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました濱口幸信さん、森美佐子
さん、鈴木淳子さん、安江勝明さんが更別村選挙管理委員に、田中
康雄さん、酒井悦朗さん、佐久間博さん、亀田史子さんが更別村選
挙管理委員補充員に当選されました。

更別村選挙管理委員補充員の順位については、指名した順位とい
たします。

議

長

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしま
した。

これにて、平成 21 年第 3 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(11 時 25 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 5 月 1 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ